

○経済産業省告示第四百四十一号

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第三項及び第四項の規定に基づき、平成三十一年三月二十九日経済産業省告示第八十一号（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第四号及び同条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年七月一日から施行する。

令和二年六月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条 規則第二十七条第三項に規定する経済産	〔新設〕

業大臣が定める額は、一キロワット時当たり百円とする。

第四条 規則第二十七条第四項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり二百円とする。

〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。